

「大台町議会基本条例」検証チェックシート（対象期間：令和2年度）

A:よくできている B:できている C:検討（努力）が必要 D:殆どできていない

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度評価
1	目的 議会及び議員としてのあり方や仕事を明文化することによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした「住みやすいまちづくり」の実現に寄与する			
2	議会及び議員の使命 二元代表制の充実と町民が主体の自治の観点から、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価（監視）における論点及び争点を明確にし、地方自治の実現を図ることを使命とする			
3	議員の政治倫理			
3-2	議員のモラル、議員の政治倫理については、条例で定める	大台町議会議員政治倫理条例(H25.6.10制定)	左記の条例を熟読し、見直す必要はないか	A
4	議会の活動原則			
4-1	公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会	（公開性） ・会議の原則公開、議会図書コーナーやHPでの会議録の公開 ・大台町議会議長交際費の支出に関する基準（R2.10.14制定）及び使途をHPで公開 （公正性） ・政治倫理条例の遵守 （透明性） ・議案等の賛否について、「広報おおだい」で公表（信頼性） ・大台町議会危機対策本部に関する要領、行動マニュアル（H27.7.16 制定） ・R2.7.27 上記本部の設置について、震度5強以上を5弱以上に改正	政策提案に向け、町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会となっているか	B
4-2	大台町議会会議規則の内容を継続的に見直す	・「出産のための欠席届けについて」を規定（H27.9.11 改正） ・委員外議員にも委員会開催通知の送付（H28.9から）	議会の活動原則を担保する会議規則となっているか	B
4-3	委員会活動の充実強化を図る	調査研究の継続 予算決算常任委員会の設置（R2.2.19）	一年を振り返って委員会活動はどうであったか	B
4-4	ホームページで会議の日時、議案等の事前公表	・議会運営委員会終了後にHPで公表（会期、会期及び審議の日程表、議案一覧、一般質問通告書） ・R2.8.5開催の臨時会から議案概要もHPで公表	HPでの事前公表で何か追加するものはないか	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度評価
4-5	傍聴者に議案資料等の提供	<ul style="list-style-type: none"> 会期及び審議の日程表、議事日程表、議案一覧、一般質問通告書を配付 議案書、議案関連資料、施政方針は閲覧に供している 	傍聴者の視点で何か追加するものはないか	A
4-6	会議を休憩する場合は、理由及び再開時刻を傍聴者に説明する	休憩する際は、その都度、再開時刻を説明している（これまで紛糾や調査等のための休憩はない）	本会議、委員会、全員協議会も含めて評価する	A
4-7	傍聴に関し必要な事項は、傍聴規則で定める	大台町議会傍聴規則(H25.2.12全部改正) <ul style="list-style-type: none"> 傍聴人受付簿に撮影、録音の申告欄を追加するよう改正(R2.12.7) 第2条（傍聴人の定員を変更できる旨を規定）及び第8条（必要な事項は議長が定める委任規定）を追加（R2.12.7改正） 	規則を見直す点はないか、傍聴に関し、必要な事項が定められているか	A
4-8	月に1回以上全員協議会を開催。全員協議会に関し、必要な事項は規程で定める	<ul style="list-style-type: none"> 大台町議会全員協議会規程(H22.6.8制定、最終改正H27.4.1) 資料の原則事前配付（H29.3から） H27年度：13回 H28年度：16回 H29年度：11回 H30年度：14回 R元年度：15回 R2年度：16回 	月に1回以上開催できているか、左記の規程で見直す点はないか	A
4-9	1年1回以上、全員協議会で議会活動を見直し、議会報告と意見聴取会で報告する	議会報告会のあり方について協議し、令和2年度は「町の移手段について」と「特定空家」について意見交換することとしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は、議会報告会が開催できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例を読み込んで検証しているか 議会報告会で検証結果の報告をしているか 	B
5	議員の活動原則			
5-1	議員相互の自由な討議の推進	自由討議が必要な議題があれば、議会運営委員会に諮り、本会議で行うこととする。（H28課題検討において取り決め）	議員間討議の場の設定は問題ないか	B
6	町民参加及び町民との連携			
6-1	町民への情報公開、説明責任	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開については、HP、広報おおい、窓口での議案書等の閲覧で実施 会議録検索システム、議会図書コーナーでの会議録公開 	情報公開がなされているか、説明責任は果たしているか	B

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度評価
6-2	会議の公開	全ての会議は、原則公開している (傍聴者数) H27年度: 本会議33、常任委員会1、全員協議会1 H28年度: 本会議94、常任委員会2、全員協議会19、議会運営委員会2 H29年度: 本会議119、全員協議会7、議会運営委員会1、連合審査会1、特別委員会9 H30年度: 本会議45、全員協議会13、連合審査会3 R元年度: 本会議44、全員協議会:3 R2年度: 本会議31、常任委員会4、全員協議会12	会議は公開されているか、町民の視点に立って、関心を持たれ続ける運営ができていますか	B
6-3	参考人制度、公聴会制度等の活用	全員協議会、委員会では説明員として、第三セクター職員を招集した	専門的、政策的識見を議会の討議に反映できたか	B
6-4	請願及び陳情の審議において提案者の説明を聴く	(請願件数) 平成27年度:6件 平成28年度:4件 平成29年度:5件 平成30年度:4件 令和元年度:4件 令和2年度:4件(意見陳述の希望なし)	提案者の意見を聴く必要はなかったか	B
6-5	町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る	(出前懇談会) H30.5.15 大台町在住教職員組合(13人) R2.12.22 商工会(4人) コロナ禍により少数で実施 R3.2 栃原地史を考える会(コロナ禍により、書面での提言に対し、書面で回答した)	意見交換の場を多様に設けられたか、政策提案の拡大が図れたか	B
6-6	議案等に対する採決態度の公表	「広報おおい」で賛否を公表	公表の仕方は十分か	B
6-7	議会報告会と意見聴取会を1年1回以上開催	*参加人数 H27.4.18 (宮川)10、(大台)14 H28.7.3 (宮川)16、(大台)25 H29.4.23 (宮川)11、(大台)22 H30.7.28-29 台風接近のため中止 H31.4.19 (宮川)22 H31.4.20 (大台)29 令和2年度 は「町の移動手段について」と「特定空家」について意見交換する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した	1年1回以上開催したか	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度評価
7	町長等と議会及び議員の関係			
7-1	緊張関係を維持し、政策をめぐる論点及び争点を明確にすることを常に意識して、町政にあたる		町政の課題となる政策等をめぐって、検討を加え、論点を明確にして、判定及び評価ができたか	B
7-3	町長等は討議の充実を図る観点から、答弁内容を事前に示すよう努める。また、二次以降の質問は一问一答方式で行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.6（第2回定例会）から、答弁要旨を、質問のおおむね10分前に配付 ・ 二次以降の質問は一问一答方式で行われた 	事前に答弁内容が示されたか、二次以降の質問は一问一答方式であったか	A
7-4	町長等は反問することができる（反問権）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議論を深めるため、町長等に反問権を与えている ・ 反問権、反論権について、令和2年度の全員協議会で3回にわたって協議し、基本条例の反問権の趣旨は、質問及び質疑の内容を明確にするためであることを確認し、基本条例の第7条の概要解説欄に明記（R2.11.11）*会議規則第53条の2 	反問権が正しい手順で行われているか、反問権、反論権について、協議を深める必要はないか	B
8	町長による政策形成過程等の説明			
8-1	町長は政策等を提案するとき、形成過程の資料を提出するよう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請	現在提出されている資料で十分か	B
8-2	議会は前項の政策等の審議にあたっては、論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請	政策形成過程等で論点及び争点を明らかにし、政策評価を見据えた審議ができていないか	C
9	予算及び決算における政策説明資料の作成			
9-1	町長は、施策別及び事業別の説明資料を提出するよう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請	予算、決算の審議における資料は適切か	B
9-2	町長は、決算審査にあたって執行方針、予算等に基づいて行う行政評価及び事務事業評価について、説明資料を付して提出するよう努める	H29.3.3 執行部へ資料の提出について要請 R2.9.2 執行部へ資料の提出について、文書で要請	決算審査における資料は適切か	B
9-3	予算及び決算議案に対する質疑は、原則通告制とする	予算決算常任委員会を設置し、審査の方法を変更したため、通告制を廃止（令和2年第1回定例会で条例改正）		

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度評価
10	議決事件の拡大 地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大	・大台町総合計画基本構想及び基本計画の制定、変更又は廃止 ・定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止 ※大台町名誉町民条例で名誉町民の決定も議決事件としている	議決すべき事件は左記でよいか	B
11	議員定数及び議員報酬			
11-1	議員定数及び報酬は、それぞれ条例で定める	・大台町議会議員の定数を定める条例(H20.6.22制定) H29.9.11 定数を11人に改定(H30.2.12施行) ・大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(H18.1.10制定) H29.9.15 議員報酬の改訂(H30.2.12施行)	条例で定められているか、見直す点はないか	A
11-2	改正にあたっては、参考人制度、公聴会制度を活用する	実施なし	改正した場合、参考人制度、公聴会制度を活用したか	
12	政務活動費			
12-1	条例に基づき議員個人に交付する	大台町政務活動費の交付に関する条例（H25.10.25制定、最終改正H26.6.13） H27年度：13人 293万円（465,973円返還） H28年度：13人 300万円（772,367円返還） H29年度：13人 249万円（879,596円返還）※4月～2月 11人 4万円（16,782円返還）※3月のみ H30年度：11人 250万円（528,965円返還） R元年度：11人 252万円（468,022円返還） R2年度：11人 264万円（129,393円返還）（※特例分の返還1,320,000円） ※大台町議会議員の政務活動費の特例に関する条例（R2.6.15 制定、R3.5.31失効）によりコロナウイルス感染症対策に充てるため政務活動費の1/2に相当する額を返還	条例に基づき交付されているか	A
12-2	証書類を添付した報告書を提出し、町民に公開する	HP、広報おおい（6月号）で公開し、窓口での閲覧に供している（前年度分を毎年6月1日に公開）	町民等から疑義を持たれないよう適正に公開されているか	A

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度評価
13	議員研修の充実強化			
13-1	議会としての議員研修の実施	<p>H27.11.24 「議案のペーパーレス化と情報共有」 会議録研究所大阪営業所</p> <p>H27.12.7 「質問力を高め 議会力に活かす」 龍谷大学政策学部教授 土山希美枝</p> <p>H28.6.10 「議員発議の（推進）条例の作り方」と「条例制定及び改正議案の審議のチェックポイント」 第一法規(株)政策情報センター</p> <p>H29.10.17 「議会及び議員活動の活性化について」 三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖秀宣</p> <p>H30.3.12 「予算書の見方・予算の仕組み」 勉強会</p> <p>H30.10.18 「地方議会・議員の役割と権限について」 前全国都道府県議会議長会議事調査部長 鶴沼信二</p> <p>R元.11.1 「住民に開かれた議会等」 長野県飯綱町元議長 寺島渉</p> <p>R2.1.22 「議会におけるデジタル活用」 ソフトバンク 岸野光祐 *オンライン形式で実施</p>	議員の資質向上が図られたか	B
14	議長及び副議長志願者の所信表明 所信表明の実施	<p>R2年度実施なし</p> <p>H28.2.18 議長（3名） 副議長（1名）</p> <p>H30.2.19 議長（2人） 副議長（1人）</p> <p>R2.2.19 議長（2人） 副議長（2人）</p>	所信表明の機会を設けられたか	
15	議会広報の充実			
15-1	町政に係る論点及び争点の情報周知	広報おおだいで周知	議会独自の視点から周知できているか	B
15-2	多様な広報手段を活用し、町政に関心を持つ議会広報活動	<p>H23.3からHPでの議会インターネット録画配信（一般質問のみ）、会議録検索システム導入</p> <p>H18からケーブルテレビによる一般質問録画放送</p> <p>HP、広報おおだいで議案等の報告</p>	多様な手段を活用した、町民が町政に関心を持つ広報活動となっているか	B
16	議会事務局の体制整備 事務局の調査、法務機能の強化	<p>書籍や研修により、向上を図った</p> <p>また、第一法規システムの活用を行っている</p>	法務機能強化、法務機能の活用、職員の併任等が考慮されているか	B

条番号	条文（要旨）	これまでの実績	評価(検証)のポイント	令和2年度 評価
17	議会図書室の設置、充実及び公開 町民や職員が利用できる開かれた図書室	H27年度：購入2冊、貸出人数2人 H28年度：購入2冊、貸出人数3人 H29年度：購入6冊、貸出人数2人 H30年度：購入4冊、貸出人数2人 R元年度：購入2冊、貸出人数2人 R2年度：購入4冊、貸出人数3人 蔵書冊数（貸出用）67冊	議会図書室の充実がされているか、町民、職員の利用に供されているか	C
18	最高規範性 この条例に違反する条例等を制定してはならない	違反する条例等を制定していない	違反する条例等が制定されていないか	A
19	見直し手続			
19-1	必要に応じて、議会運営委員会及び全員協議会で検討する	毎年、基本条例を検証する際に全員協議会で検討している R2年度は複数回行った	議運及び全協で検討されているか	A
19-2	改善が必要な場合は、条例改正を含め適切な措置を講ずる	第9条（質疑の通行制を廃止）、第19条（見直し時期の改正）について条例改正（R2.3.18） R2年度は改正の必要がなかった	改善が必要な場合、適切な措置がとられているか	
19-3	条例改正をする場合は、本会議で詳しく説明しなければならない	第9条、第19条の改正について、令和2年度第1回定例会で議会運営委員長が提案説明を行った。 R2年度は改正なし	改正の際、理由及び背景を詳しく説明したか	